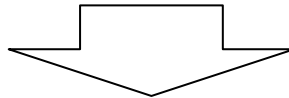


損害保険セーフティネットの補償内容の見直し（案）

現行制度は、保険金支払も責任準備金も、  
基本的には 90% 補償（生命保険と共通）

※賠償保険、運送保険、中規模以上企業者の火災保険は補償対象外  
自賠責・地震保険は 100% 補償。



		補償部分（事故発生時の補償）		積立部分（貯蓄）
		保険金支払	責任準備金 （=将来の保険金） （=解約返戻金）	責任準備金 （=払戻積立金）
第二分野 ・自動車 ・火災 ・その他 （賠償保険等）		100% （破綻後 3 ヶ月内） ・乗換え促進 ・損害填補の趣旨	80% ・早期解約控除を認めない	80% ・早期解約控除を認めない
	第三分野 ・医療 ・介護 ・傷害	通常の商品 （短期の	傷害保険）	
	年金型商品	90% （現行どおり） ・再加入困難性・社会保障補完機能 ・生保第三分野商品とのバランス		90% （現行どおり） ・社会保障補完機能 ・生保個人年金とのバランス

※ 第二分野については、個人・小規模企業者のみ補償  
（自動車は全て補償）  
自賠責・地震保険は 100% 補償。